- 1. 件名:「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(再処理施設(1-7)、MOX 燃料加工施設(1-7)、廃棄物管理施設(5)、濃縮施設(4-5)、濃縮施設(遠心機の更新)(5))及び保安規定変更認可申請に係るヒアリング(新規制基準対応(再処理施設、廃棄物管理施設)、眼の水晶体の線量限度(再処理施設、廃棄物管理施設、濃縮施設、埋設施設)」
- 2. 日時: 令和3年2月5日(金) 13時30分~17時40分
- 3. 場所:原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、河本安全審査官、田尻安全審査官、上出安全審査官、大岡安全審査専門職、藤原安全審査専門職、河原崎安全審査専門職、鈴木安全審査専門職、森野安全審査専門職、二平係員

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、舘内主任原子 力専門検査官

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他31名

東京電力ホールディングス(株) サイクル技術グループマネージャー 他2名

関西電力(株) 原燃計画グループリーダー 他1名

中部電力(株) 原子燃料サイクル部 課長 他1名

中国電力(株) 原子燃料管理グループマネージャー 他2名

日本原子力発電(株) サイクル技術グループチームリーダー 他1名

5. 要旨

- (1)日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、申請書等の資料に対するマスキング処理に関する考え方について説明を受け、原子力規制庁から主に以下の点を伝えた。
 - ・マスキング処理については、事業間で統一した考え方でなされておらず、 事業変更許可の審査時に開示されていた情報や他事業で開示されている 情報が開示されていない資料が提出されている状況が続いている。

事業変更許可の審査時から再々に渡り適切にするよう求めている。早急に 再整理するとともに、改めて指摘する必要性が生じていることに対して、 日本原燃において問題意識を持って今後の対応を整理すること。

(2)日本原燃から、再処理施設、廃棄物管理施設、濃縮施設及び廃棄物埋設施設における保安規定変更申請**1~**4について、当日提出資料に基づき説明を受け、原子力規制庁から主に以下の点について説明するよう求めた。

〇記載事項

- ・保安規定の記載事項の説明は、事業指定基準規則との対応ではなく、保 安規定記載要求事項との関係で整理すること。
- ・事業間で運用が共通している項目について、全体としての整理状況を説明すること。
- ・新規制基準対応以外の変更について、変更内容だけでなく、変更理由を 説明すること。

〇今後の説明スケジュール

- ・今後の説明スケジュールについて、事業変更許可及び保安規定審査基準への適合性を優先的に説明し、その後に分割の考え方等を説明することとされているが、相互に関連するため、効率的に説明できるよう検討すること。
- (3)日本原燃から、再処理施設、MOX施設及び濃縮施設における設工認申請^{※5} ~^{※7}の1月14日の審査会合を受けた対応状況について、当日提出資料及び1月29日提出資料(※8)に基づき説明を受け、原子力規制庁から主に以下の点について説明するよう求めた。

○設工認申請の計画

- ・分割申請の計画及び設工認対象設備の抽出については、説明のあった方 針と資料の記載内容が整合しておらず、具体的な内容が分からないため、 改めて整理して説明すること。
- ・申請の全体計画について、申請書の数の単位で整理するとともに、各申 請の優先度や申請範囲を踏まえた申請相互の関係性を整理して提示す ること。
- ・第1項に基づく申請と第2項に基づく申請を並行して扱うこととしているものについて、相互の関係性を整理すること。
- ・濃縮施設の申請については、新規制基準対応の申請と新型遠心機の申請の2つが提出されており、それらの申請範囲の関連性を整理すること。
- ・基本設計方針について、申請対象設備に対する対象条文への適合性を示す上で、関係する記載の範囲の考え方を整理すること。
- ・申請対象設備の抽出について、設置許可との整合性や技術基準との関係

を踏まえて、網羅的に抽出するための抽出プロセスを検討すること。

・今後の審査を進めるに当たり、日本原燃から審査に必要な資料が提示されない限り論点となる事項の確認ができないため、日本原燃での準備状況と対処方針について明確にすること。

〇検査の考え方

- ・腐食を考慮する容器等の板厚の記載について、定期事業者検査での判定 方法等との関係も踏まえ、実用炉の運用を参考にして改めて腐食代の扱いを整理すること。その際、検査における余寿命の考え方について整理 すること。
- ・使用前事業者検査の判定基準に係る考え方については、工事の方法で明確になるよう検討すること。
- (4)日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「新規制基準、線量告示の一部改正に伴う保安規定変更認可申請について」 「保安規定変更申請に係る審査スケジュール」

「設工認申請に係る対応状況(案)」

参考

※1 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書(令和3 年1月29日)

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設に係る保安規定の変更認可申 請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000072.html https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000073.html

※2 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令 及び通達に係る文書(令和3年1月29日)

「日本原燃(株)から再処理事業所廃棄物管理施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000082.html https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000083.html

※3 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和 3年1月29日)

「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000131.html

※4 日本原燃株式会社 低レベル放射性廃棄物埋設センター 規制法令及び 通達に係る文書(令和3年1月29日)

「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設に係る保安規定の変 更認可申請を受理!

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000085.html

※5 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書(令和2 年12月24日)

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理 |

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

※6 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書(令和 2年12月24日)

「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

※7 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和 2年12月24日)

「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000125.html https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000128.html

※8 令和3年1月29日

「日本原燃(株)再処理施設及びMOX施設の設工認申請に関する資料提出」